

短期入所生活介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と介護老人福祉施設 うつくしの里 施設長
（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護について次のとおり契約します。

（目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
2 契約期間中の利用期間は〔契約書別紙〕のとおりです。
3 利用者は、原則として利用開始日の午前9時以降に入所し、利用終了日の午後7時までに退所するものとします。

（短期入所生活介護計画）

第3条 利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

（短期入所生活介護の提供場所・内容）

第4条 短期入所生活介護の提供場所は介護老人福祉施設 うつくしの里です。所在地及び設備の概要は〔契約書別紙〕のとおりです。
2 利用者が利用できるサービスの種類は〔契約書別紙〕のとおりです。事業者は、〔契約書別紙〕に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。
4 事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
5 事業者は、サービス提供にあたり利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的な拘束並びに行動の自由を制限する行為を行いません。
6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービス提供の記録）

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者は、〔契約書別紙〕に定める利用料金をもとに計算された合計額を、短期入所生活介護の利用ごとに支払います。

2 事業者は、料金の合計額の請求書を利用終了日に利用者に交付します。

3 利用者は、料金の合計額を利用ごとの終了日に原則として現金で支払います。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(利用開始前のサービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることによって料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までにサービスの中止を通知しなかった場合は、事業者は利用者に対して〔契約書別紙〕に定めるキャンセル料を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから7日以内に現金で納入します。

(利用期間中の中止)

第8条 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

2 事業者は利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱については〔契約書別紙〕に記載したとおりです。

3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入所日までの日数を基準に計算します。

(料金の変更)

第9条 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第10条 利用者は現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することによりいつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。但し、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおきます。

① 利用者の事業者に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3カ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらず支払いがなされない場合。

② 利用者が故意又は重大な過失により、事業者、サービス従業員及び他の利用者に対し命財物及び信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。

③ 利用者が死亡した場合。

(秘密保持)

第11条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第12条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡をします。

(連携)

第14条 事業者は、短期入所生活介護の提供に当り、介護支援相談員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談、苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第17条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ
保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者	(指定第2070200221号)
事業者名	介護老人福祉施設 うつくしの里
所在地	松本市大字里山辺字藤井910－1
代表者名	施設長

利用者
住所
氏名

代理人 住所
氏名

利用者との続柄 ()

うつくしの里 ショートステイ利用料について

◇介護保険給付対象サービス

(1)施設利用料

利用者の要介護度に応じた介護保険給付費と自己負担額は次のとおりです。

○ 利用料

① 施設利用料 (1日当り)

ご本人の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険給付金額	7,535円	8,339円	9,183円	9,997円	10,790円
自己負担額	1割	754円	834円	919円	1,000円
	2割	1,507円	1,668円	1,837円	2,000円
	3割	2,261円	2,502円	2,755円	3,000円

上記利用料金には、機能訓練加算142円、サービス提供体制強化254円、夜勤職員配置加算152円、介護職員等処遇改善加算14.0%が含まれています。(自己負担額それぞれ15円・26円・16円が含まれます。負担割合が2割3割の方は2倍3倍にしてください。)地域単価10.17円の金額になります。

◇介護保険給付対象外サービス すべて自己負担となります

送迎(片道)	介護保険給付金額	自己負担額	1割	2割	3割
	2,135円		214円	427円	641円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更いたします。

(1) 食費 1日当り 1,445円

※尚収入により軽減制度があり、実際のご負担額はこれより安くなる場合があります。

(2)滞在費 1日当り 多床室 915円、個室 1,231円

※尚収入により軽減制度があり、実際のご負担額はこれより安くなる場合があります。

※ 食費・居住費の実際の負担額は下記ようになります。

利用者負担		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費		300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円
滞在費	多床室	0円	430円	430円	430円	915円
	個室	380円	480円	880円	880円	1,231円

※ この表の利用者負担区分については次の通りとなっています。

第1段階・・・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者

第2段階・・・市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下

第3段階①・・・市町村民税世帯非課税で課税年金収入額が80万円を超え120万円未満

第3段階②・・・市町村民税世帯非課税で課税年金収入額が120万円を超える

第4段階・・・上記以外

その他預貯金額も影響します。

「介護保険負担限度額認定申請書」を市町村へ提出の上、認定をお受けください。認定証の提出がないと、負担額が軽減されません。

○ 理美容サービス カット2,200円、カラー6,050円

- 電気代 居室内テレビ視聴 1日 50円
- テレビ貸出 1日 50円
- 電気毛布等使用 1日 50円

○ レクリエーション費

- 喫茶飲食代(週1回) 1回 50円
- 写真現像代 1枚 50円

その他 上記のほかレクリエーション費用、買い物サービスの費用等は自己負担となります。

介護予防短期入所生活介護契約書

様（以下、「利用者」といいます）と介護老人福祉施設 うつくしの里 施設長（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護予防短期入所生活介護（以下、「短期入所生活介護」といいます）について次のとおり契約します。

（目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約期間中の利用期間は〔契約書別紙〕のとおりです。

3 利用者は、原則として利用開始日の午前9時以降に入所し、利用終了日の午後7時までに退所するものとします。

（短期入所生活介護計画）

第3条 利用期間が4日以上の場合、事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者は、この「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

（短期入所生活介護の提供場所・内容）

第4条 短期入所生活介護の提供場所は介護老人福祉施設 うつくしの里です。所在地及び設備の概要は〔契約書別紙〕のとおりです。

2 利用者が利用できるサービスの種類は〔契約書別紙〕のとおりです。事業者は、〔契約書別紙〕に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。

4 事業者は、「短期入所生活介護計画」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。

5 事業者は、サービス提供にあたり利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的な拘束並びに行動の自由を制限する行為を行いません。

6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービス提供の記録）

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護の終了後2年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者は、〔契約書別紙〕に定める利用料金をもとに計算された合計額を、短期入所生活介護の利用ごとに支払います。

- 2 事業者は、料金の合計額の請求書を利用終了日に利用者に交付します。
- 3 利用者は、料金の合計額を利用ごとの終了日に原則として現金で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(利用開始前のサービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午後5時までに通知をすることによって料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が利用開始予定日の前日午後5時までにサービスの中止を通知しなかった場合は、事業者は利用者に対して〔契約書別紙〕に定めるキャンセル料を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから7日以内に現金で納入します。

(利用期間中の中止)

第8条 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

- 2 事業者は利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取扱については〔契約書別紙〕に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入所日までの日数を基準に計算します。

(料金の変更)

第9条 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第10条 利用者は現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することによりいつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。但し、利用者が現にサービスを利用している期間中は、30日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者の事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3カ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらず支払いがなされない場合。
 - ② 利用者が故意又は重大な過失により、事業者、サービス従業員及び他の利用者に人命財物及び信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

(秘密保持)

第11条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第12条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、予め届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡をします。

(連携)

第14条 事業者は、短期入所生活介護の提供に当り、介護支援相談員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談、苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第17条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書 2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者	(指定第2070200221号)
事業者名	介護老人福祉施設 うつくしの里
所在地	松本市大字里山辺字藤井910－1
代表者名	施設長

利用者
住所
氏名

代理人 住所
氏名

利用者との続柄 ()

うつくしの里 ショートステイ(介護予防)利用料について

◇介護保険給付対象サービス

(1)施設利用料

利用者の要介護度に応じた介護保険給付費と自己負担額は次のとおりです。

① ご本人の要介護度	要支援1			要支援2		
負担割合	1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護保険給付金額	5,624円			6,895円		
自己負担額	563円	1,125円	1,688円	690円	1,379円	2,069円

上記利用料金には、機能訓練加算142円、サービス提供強化254円、介護職員処遇改善加算8.3%、介護職員等特定処遇改善加算2.7%、介護職員等ベースアップ等支援加算1.6%が含まれています。(自己負担額1割の場合、それぞれ15円、26円が含まれます。負担割合が2割、3割の方は2倍、3倍にしてください。)地域単価10.17円の金額になります。

② 認知症行動・心理症状緊急対応

介護保険給付金	1割負担	2割負担	3割負担	
2,318円	232円	464円	696円	7日限度

(2)送迎費

	介護保険給付金	1割負担	2割負担	3割負担
送迎(片道)	2,135円	214円	427円	641円

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更いたします。

(1) 食費 1日当り 1,445円

※尚収入により軽減制度があり、実際のご負担額はこれより安くなる場合があります。

◇介護保険給付対象外サービス すべて自己負担となります

(2)滞在費 1日当り 多床室 855円、個室 1,171円

※尚収入により軽減制度があり、実際のご負担額はこれより安くなる場合があります。

※ 食費・居住費の実際の負担額は下記ようになります。

利用者負担		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,445円
	滞在費	0円	430円	430円	430円	915円
個室		380円	480円	880円	880円	1,231円

※ この表の利用者負担区分については次の通りとなっています。

第1段階・・・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者、生活保護受給者

第2段階・・・市町村民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下

第3段階①・・・市町村民税世帯非課税で課税年金収入額が80万円を超え120万円未満

第3段階②・・・市町村民税世帯非課税で課税年金収入額が120万円を超える

第4段階・・・上記以外

「介護保険負担限度額認定申請書」を市町村へ提出の上、認定をお受けください。提出がないと、負担額が軽減されません。

○ 理美容サービス カット2,200円、カラー6,050円

○ 電気代 居室内テレビ視聴 1日 50円

テレビ貸出 1日 50円

電気毛布等使用 1日 50円

○ レクリエーション費

喫茶飲食代(週1回) 1回 50円

写真現像代 1枚 50円

その他 上記のほかレクリエーション費用、買い物サービスの費用等は自己負担となります。